

国土形成計画等の改定に向けた調査審議の進め方について

平成26年9月18日

国 土 審 議 会

1. 国土形成計画全国計画及び国土利用計画の改定に関して調査審議を行う。このため、別紙の設置要綱により、国土審議会に計画部会を置く。
2. 国土形成計画については、計画部会において本年12月を目途に中間とりまとめを行った上で、平成27年夏頃を目途に最終とりまとめを行い、それぞれ国土審議会に報告するものとする。
なお、国土利用計画については、計画部会において平成27年1月以降議論を開始し、夏頃にとりまとめを行うものとする。
3. 政策部会については、その任務を終了したのでこれを廃止する。

計画部会設置要綱

平成26年9月18日
国土審議会決定

(設置)

- 1 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、国土審議会（以下「審議会」という。）に計画部会（以下「部会」という。）を置く。

(任務)

- 2 部会は、全国の区域について定める国土利用計画及び国土形成計画に関し必要な事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

(専門委員会)

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための専門委員会を置くことができる。
- 4 専門委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 専門委員会に、委員長を置き、当該専門委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、専門委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土政策局総務課において処理する。

(雑則)

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は平成26年9月18日から施行する。